

岩手県告示第 932 号

道路法（昭和 27 年法律第 180 号）第 18 条第 1 項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

平成 21 年 12 月 15 日

岩手県知事 達 増 拓 也

- 1 道路の種類 県道
- 2 路線名 釜石住田線
- 3 変更の区間並びに当該区間に係る敷地の幅員及びその延長

区 間	新旧の別	敷地の幅員	延 長
気仙郡住田町上有住字八日町 243 番 1 地先から字山脈地 105 番 11 地先まで	新	A 61.4~16.8 m	m 803.5
気仙郡住田町上有住字八日町 65 番 2 地先から字山脈地 118 番 11 地先まで		B 13.5~5.9	1,030.0
気仙郡住田町上有住字八日町 243 番 1 地先から字山脈地 105 番 3 地先まで	旧	A 59.4~14.8	829.0
気仙郡住田町上有住字八日町 65 番 2 地先から字山脈地 118 番 11 地先まで		B 13.5~5.9	1,030.0

- 4 変更の区間を表示した図面を縦覧に供する場所及び期間
  - (1) 場所 大船渡地方振興局土木部
  - (2) 期間 平成 21 年 12 月 15 日から平成 22 年 1 月 15 日まで